

所得基準に相当する目安年収(例)

○下記の表は、国が示すモデル世帯(両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合)の目安年収です。

○両親が共働きかどうか、所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、扶養控除など)、給与所得以外の収入などの各世帯の状況により目安となる年収は変わるため、あくまで参考の数字です。

○補助対象者かどうかの判定は、年収ではなく、算定基準額(以下の計算式)によって決定されます。

算定基準額＝「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額[※]」 ※政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算する。

○目安となる年収の範囲であっても、上の計算結果によって補助区分が異なる場合や補助を受けられない場合があります。

補助制度	県授業料軽減補助金 (国の就学支援金を含む)	国の就学支援金*	市補助(Ⅰ)	市補助(Ⅱ)
算定基準額	270,300円未満	304,200円未満	325,500円未満	325,500円以上
目安年収(例) (両親・高校生・中学生の4人家族で、 両親の一方が働いている場合)	～約840万円	～約910万円	～約950万円	約950万円～

* 算定基準額304,200円未満かつ県独自の授業料補助を受けていない方は、国の就学支援金と市補助(Ⅰ)の両方の補助を受けることができます。

※令和7年4月1日時点の表です(国及び県における令和7年度予算成立前のもの)。

※名古屋市において独自試算したものです。

※給与所得以外の収入はないものとして計算しています。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16歳～18歳としています。

※扶養控除対象者は1人として計算しています。